

#### 明治前期「滑稽諷刺新聞雑誌」のエポック

山口順子

#### 要旨

戯文や諷刺画によって政治社会批評を行った明治期の「滑稽諷刺新聞雑誌」について、源流である幕末期の落書・錦絵類を概括したのち、新聞上に表れされた諷刺表現が『団団珍聞』の定期刊行化とともに興隆し、「狂画」を特徴として最大部数を誇っていく経過を記した。また、この雑誌が明治16年の新聞紙条例改正に伴う元老院審議において、視覚表現の規制対象として焦点化されたことを明らかにし、同時に法規制以外の要因が「狂画」に及ぼした影響も考察した。

キーワード

明治前期、メディア史、諷刺雑誌、仮名垣魯文、河鍋暁斎、団団珍聞、ビゴー、明治**16**年 新聞紙条例改正

#### このPDF版から引用形式

山口順子「明治前期『滑稽諷刺新聞雑誌』のエポック」、山本武利責任編集『新聞・雑誌・出版』(叢書・現代メディアとジャーナリズム5)所収, ミネルヴァ書房, 2005年11月、pp.80-111, (PDF版・2015年3月発行) http://onore.info/kokkeifushi.pdf

(CC) BY-NC-ND この 作品 は クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 改変禁止 3.0 非移植 ライセンスの下に提供されています。

©山口順子

オノーレ情報文化研究所 image&text 2015

山口順子

#### 本章の構成

三節ではこれらの諷刺表現と言論法制の交錯について「元老院会議筆記」をもとにして、 発達の過程で看過できないものと述べた。本章では、その「特異な存在」のうち最大部数を誇った『於東京絵』園な存在を続けたもの」[鈴木、一九八七、三〇五頁] と定義し、言論弾圧に対して起きたそれらの反発的な隆起を新聞 諷刺表現が『團團珍聞』によって定期刊行化され、狂画という特徴的な視覚表現を強めていくようすをたどる。 稽諷刺新聞雑誌」の表現の源流である幕末期の落書・錦絵類について概括し、第二節では小新聞や大新聞に表れた の新聞紙条例改正に伴う元老院審議において『團團珍聞』が焦点化される経過について詳細にみる。最後に、 究を提示した鈴木秀三郎は、「小新聞の勃興に伴いそれと政論新聞との間に介在し両者に通ずる性格をもって特異 諧謔的な戯文や諷刺画によって政治社会批評を行う明治期の「滑稽諷刺新聞雑誌」について、戦後程なくその研 一八八三 (明治一六) 年

的な法規制以外の要因が、 狂画の内実の弱体化に及ぼした影響について紙数の許す範囲で若干の考察を加えたく思

# 1 源流としての幕末期の諷刺表現

稿本としてのこしたため、伏字の解読は一応の手がかりを得ている。さらに、二書の典拠が地方の旗本クラスや豪 という伏字に置き換えられた。その一〇年後、『江戸時代落書類聚』全三六巻を江戸の古老、矢野隆教 検閲を受け『滑稽文学より観たる幕末史』という表題は『側面観幕末史』に、政治戯評にあてた猥雑な睦言は○○ 一 – 一五四頁]。 商農などの記録書「風説留」に含まれることが近年の幕末情報史研究で明らかにされている[宮地、一九九九、一二 め編年史としたのは桜木章である。 民衆の諷刺表現が、国史に対して重要な視覚を提示することを意識しつつ、嘉永から慶応期の落書表現事例を集 一九〇五(明治三八)年に当初刊行するにあたり、風俗壊乱と治安維持理由で (松軒) が

#### 落書と盛り場

相撲番付や武鑑、高級料亭の料理献立や薬の引札の様式を借りた「見立て」、歌祭文から派生した早口で諧謔な文 狂歌や狂句、前句づけ、頭文字をいろはで始めるいろは短歌、漢詩を使った狂詩や論語など漢籍の引用、野暮台詩ないでいる。 句を言い立てる「ちょぼくれ」や時候の物乞いで何々尽といった替文句と節による「厄払」などの巷間芸、童謡、 謡曲の船弁慶や歌舞伎の忠臣蔵など人口に膾炙した舞台場面の「抜文句」、「謎解き」、 幕吏の人事や災害、事変、流行病のたびに鬱積した生活者の不平不満が表現された落書の表現形式は多様である 都々一、浄瑠璃端唄の俗謡、

81

82

落書類の制作に関わる地場が朧気ながらも輪郭づけできる。 述べる国芳の住まう玄冶店やそのブレーン梅屋のいた神田佐久間町、 する仮名垣魯文の妻恋の寓居も離れずにあった。落書類の発生流布地として、盛り場を想定することはさほど無理 の二つの盛り場を結ぶ御成道沿いにあって湯島天神や神田明神にもほど近かった[吉原、一九七八、二-八頁]。 岡屋日記』を書き綴り、 留」に記録した尾張藩の小寺玉晁は、一方で大津観音に足しげく通い の興行と非合法の一枚刷や小本の流布について鮮やかな局面をみせる事例はないだろう。落書を最も多く「風説 る浅草奥山では、 争市場も発達させ、 強めていった口承芸能とのかかわりを想像させる。寺社祭礼や開帳といった定期的な集客興行は見世物や諸芸(4) や巷間の口承芸の表現が約三割を占めることは、化政期を通じた町人文化の興隆とともに諧謔性と時事的即興性を が「謎」の小冊子を板行、 小噺などだが、さきの『側面観幕末史』収録例三百余のうち、 ないものと思われる。 一八一四(文化一一)年に猥褻な「謎解き」の盲人・春雪を売り出す香具師・松井源水と読売屋 時に数十万単位の観客を動員しながら享楽地、盛り場の形成に寄与した。 さらに江戸にあっては、前述の二つの盛り場と浅草寺及び両国橋を結ぶ四方の中に、 時事情報を売買していた古本屋・藤岡屋由蔵の住まいは、上野広小路と神田筋違火除地と 呼売している[朝倉、一九二八、一三三-一三六頁]。これほど、盛り場における大道諸芸 俗謡や「ちょぼくれ」、「厄払」といった三味線音曲 そして幕府御徒歩衆屋敷の密集が包含され、 **『見世物雑志』を残した。また、江戸で『藤** その震源地とも いえ

#### 国芳の錦絵類

役者似顔が禁止となり、 戸にあっては、その生産流通を分業で支える零細工商層の疲弊は深刻だった。 絵草紙錦絵類の諷刺表現が増すの 人気の絵柄が制作不可能となったため、 は、 天保の改革によって文化統制が強まったことによる。 地本錦絵絵草紙が重要な中核産業となってい 画才のある歌川国芳は活路を諷刺画 た江

出現する日稼者たちの取締は困難と掛名主は手をこまねいている。 は沙汰なし、 に逼迫した下級武士が板木彫刻の内職に続々と加わる状況や、 のの徹底されなかった。さらに一八五〇(嘉永六)年に国芳の大津絵「浮世又平名画奇特」がペリー来航と結びつ 為競侯様之類間々之有」[「市中取締類聚十九] 第二六七件 (六一五)] との状況から下絵改めの厳重化が口達されるも 絶版処分後も偽版の影響は京阪にも及んだ。以降、判じ物や戯画の注文が国芳に集中していく。国芳の作画にブレ し隠売する実態を明らかにしている。 た浮説を生むと、絵の処分とともに町奉行所は錦絵改方の強化策に乗り出す。 (6) ンとして加担していた狂歌師・梅屋佐吉は茶番や祭礼踊練物類の趣向巧みな、 一八四六 (弘化三) 年、 御触御文言、禁忌の絵類へと多様化し、差止めても重版が出る。市中の寺社縁日、橋上で処々に一時に 奇怪な「源頼光公館土蜘作妖怪図」(天保一三年)によって改革批判との憶測と判読で大反響を呼 往還一枚売は事実上黙許とする付札案となった。 黒船の浦賀来航に伴って、時事の雑説や絵柄の不分明な絵類が増え「人々に為考買人を 同時に、水野失脚以降、 往還一枚売の内容が、 刷職人や中次商いが無改の禁忌の絵類や書類を作成 結局、 組合の相互監視強化のほか、 いわば盛り場の演出者でもあった。(5) しかし、掛名主の報告は、 異国船渡来の噂、 お台場 武家の内職 ñ

### 往還一枚売の担い手

と、いわゆる制外の生業が渾然としながら、人々の世直しへの渇望や情報欲求に応える落書や判じ物、 その配下による幕政批判を織り込んだ芸能が関与していた。武家、(?) こうした往還一枚売に関わっては、見世物興行を含む十三職の一つとしていた香具師以外にも、 ・マンスの流通を増幅させていたと考えられる。 町人を問わず生活困窮者のやむにやまれぬ行 乞胸頭仁太夫と 諷刺的 フ

その中心にいたのは、 仮名垣魯文である。 一八五三 (嘉永六) 年、 湯島・ 妻恋に初めての住処が、 香具師であり

や狂画の制作に入ったが、 震災後の版元に思わぬ利を与えた。その後、 〔狂斎、のち暁斎〕と運命的な出会いをする。「鯰の老松」数千枚のほか、いわゆる鯰絵四、五○種を世に送り出(タ) などで市場評価を確立させた魯文は、 瓦版屋の虎屋倉吉と版元品川屋久助から提供されたが、そこに挙げた看板には「滕篠鷹隊 時には編笠大道軒となのって往来で得意の「厄払」を語りながら、引札や読売の版下、時には編笠大道軒となのって往来で得意の「厄払」を語りながら、引札や読売の版下、 必ずしも本意でなかったという。[飯島、 安政の大地震の翌日、 狩野派の本画では生計の成り立たない洞郁は周麿や狂斎との号で錦絵 狩野派の絵師であり、 前掲、四八及び五八-六五頁] 国芳の弟子であった河鍋洞郁 御誂案文認所」と記され 軍談読切の切付本 Ļ

84

えられる。 を通じて江戸から地方へと波及し、(3) 八、二八九頁以下]。そうした絵類に憶測を加え解読する姿は支配層と被支配層いずれにも現れ、支配層の書簡伝達 文久の麻疹絵、 戊辰の役の子供遊の見立絵など無改の錦絵の氾濫は、三〇万以上とい 限られた政治社会情報を共有しようとする集団的学びが加速されていったと考 われる [南、 一九九

色木版刷の判じ物を見開きで掲載したが、その含意は無益な争いの早期終結を世に訴えることにあった。(ユ) が庶民層に歓迎された。無許可新聞厳禁ののちも続刊した『もしほ草』は、 幕府瓦解と同時に堰を切ったように江戸の新聞発行が続出したが、絵入で傍訓付きの 内戦に乗じる外国の奸商を暗示する多 『江湖新聞』 『もしほ草』

# 4 「滑稽諷刺新聞雑誌」の勃興と展開

改めなく印行し、 一八七七年一〇月二二日付〕狂斎は、 魯文と狂斎は新政府になって早々、それぞれに筆禍を受けた。 一八七〇 (明治三) 年一月六日、 一八七〇(明治三)年に書画会において貴顕を侮蔑した表現を行った廉により、 牢獄につながれ細密の糾弾を受けたが許された。[『仮名読新聞』 魯文は、『東京歳盛記』という一種の吉原細見を

糾問を受けるが過去の多数の狂画の意図も執拗に問われた。 17 八一一八二頁 結局笞五十を蒙った後、 狂斎の号から暁斎へと変えて

# 『絵新聞日本地』から『仮名読新聞』へ

応四年閏四月七日‧一八六八年五月二八日号) であり画家のワーグマン(Wirgman, Charles)によって一八六二年から発行されていた。これを『江湖新聞』(慶 倣って、 を組み合う鯰絵以来の盟友の姿があり、 一八七四(明治七)年に魯文は『絵新聞 Japan Punch')は『イラストレイテッド・ロンドン・ニューズ』('Illustrated London News')の特派員 鳥羽僧正以来の戯画である鳥羽絵を掲げ絵解をすると明言されている。諷刺雑誌『ジャパン・パンチ』 小引には横浜居留地の 日本地』〈図4-1〉を発行した。表紙には、富士山にまたがって肩いまが。 が取り上げ、 西洋風の諷刺画を「ポンチ」と称する語源を提供した。 『ジャパン・パンチ』を範とし、 イソップの寓言に



親・壹 第 図4-1 『絵新聞日本地』: 河鍋暁斎 による第1号表紙 [1874年 6月] 原寸 22.5×15.3cm 官許の陽光とともに草紙本 をかかえる魯文と絵筆をに ぎる暁斎〈東京大学明治新 聞雑誌文庫蔵〉

終刊した。しかし、啓蒙書で天狗のように出また、渡部温訳『通俗伊曽保物語』(一八七宝-七五年)の挿絵を藤沢梅南、榊篁邨とと三二七五年)の挿絵を藤沢梅南、榊篁邨とと三二七五年)の挿絵を藤沢梅南、榊篁邨とと三二七五年)の挿絵を藤沢梅南、榊篁邨とと三二七五年)の挿絵を藤沢梅南、榊篁邨とと三二七五年)の挿絵を藤沢梅南、榊篁邨とと三二七五年)の挿絵を藤沢梅南、榊篁邨とと三二七五年)の挿絵を藤沢梅南、榊篁邨とと三二七五年)のように出また、渡部温訳『通俗伊曽保物語』(一八七また、渡部温訳『通俗伊曽保物語』(一八七また、渡部温訳『通俗伊曽保物語』(一八七また、渡部温訳『通俗伊曽保物語』(一八七また、渡部温訳『通俗伊曽保物語』(一八七また)のように出また。

先端の劇場・横浜港座の柿落としでの浄瑠璃作者、『横浜毎日新聞』の編集者といった魯文の関心が示されている。(コミ) 毛』の爆発的人気に乗じて、 する姿勢の表れともいえよう。 に掲載された民選議院設立建白書を契機に新聞間で進む論駁合戦(第二号)といったテーマには、『西洋道中膝栗 版市場を席巻する福澤諭吉(第一号)、鑑札制により諸芸人を統制下におこうとする政府の動きや、 いわば落書の媒介者が担ってきた、 福澤本のパロディを暁斎とともに売り出してきた戯作者、ガス燈照明をもつ開港地最 時事報道と芸能、そして戯作化という展開を、 新時代のメディアのなかで模索 **『日新真事誌』** 

86

をみた庶民が喝采するという図になっている。 や布告への傍訓付けの必要が説かれる。最終丁にある戯画は、(4) 本地』第三号に明らかである。そこでは暁斎の戯画と魯文の戯文は主客が逆転し、女性や子供のための新聞の効用 癒する薬や雷に科学技術力を暗喩させて、万人に平等な効用への希求を込めた。この劇中「当今横浜の新聞で一等 と言語能力を喪失する三人の男を登場させることによって、 は一八七四年七月守田座)は、それらの効用が届かず難解な布告の回覧が素通りしていく裏長屋を舞台に、 電信といった新しいメディアや情報インフラの出現を劇中に織り込んだ。続く第二作の「繰返開花婦見月」(初演電信といった新しいメディアや情報インフラの出現を劇中に織り込んだ。続く第二件の「繰返開花婦兄弟でき 同じ時期、 河竹黙阿彌の散切物第一作「 東 京 日 新 聞 」(初演は一八七三年十月森田座)は、 四六三頁]と名指された魯文にとって、天雷は通俗新聞発行の提言であったことが、 庶民が置かれた情報閉塞状況を描き、 天から雷神が官員風の男に檄を飛ばしており、 新聞や郵便制 障碍を瞬時に治 『絵新聞日 視聴覚 これ 度、

こうした新聞の社会教育的機能の強調は、翌年に横浜新聞会社から発行される『仮名読新聞』(一八七五年十 (略) のち『かなよみ』)に結実した。『読売新聞』(一八七四年七月刊)『平仮名絵入新聞』(一八七五年四月刊) お笑ひ種を得意面にて彼の談笑諷諌といふ意味で進て行く圧の強い了簡」[『仮名読新聞』一八七五(明治 俗談平話の文体をもつ小新聞に先行を許した魯文の編集方針は「私し方の仮名読ハ道戯新聞で売込む

八)年一一月二九日号]にあった。 (明治一三) 年七月二日号] ことにより読者の獲得をねらったのである。 先行紙と異なる文体として「諷刺専ら滑稽諧謔の語を交ゆる」[『いろは新聞』

### 漢学教養層の諷刺戯評

差し止めを命じ、不快感を露にした。柳北は「雑録」欄(当初は「雑話」)や時事戯評「開化百物語」[『朝野新聞』 号] 「後辟易賦」 [一〇月一五日号] などで、讒謗律と新聞紙条例による政府の言論弾圧策を巧みに揶揄して絶賛され [同年五月一九日号] とするものだった。政府大蔵省はこの動きに対し詮議のほどありと『朝野新聞』『日新真事誌』両紙への布令謄写 ら移籍した高橋基一らによるもので、布告布達の活版印刷を受託する『公文通誌』から政論新聞への転換を示そう ころに成島柳北が招かれたのは、 一八七五年四月二八日号より連載・浮世茂助による]、芝居の名題仕立てに政府高官の名を織り込んだ「舟遊山夢物語」 一方、旧幕府の末端にいた西村隼太郎が起業した(5) を通じて政府への対抗姿勢を軽妙洒脱に表し、蘇軾の赤壁賦をもじった「辟易賦」[八月一七日 一八七四(明治七)年九月二四日のことである。 『公文通誌』を改称し、後継紙『朝野新聞』として出発する 同日の社告は『日新真事誌』

(初編・二編)とともに刊行された、一八七四(明治七)年の服部誠一著『東京新繁盛記』(第一 - 第五編)がその 立役者であり、 すなわち江戸の社交と遊戯文化が変質し破壊されゆくことへの批判的抵抗の表れだった。成島柳北の 行するようになる。その風潮は、 メタファーを駆使して官界や花柳界を揶揄したり、 さらに、 政府を俎上に載せようとする寓意表現はエスカレートし、 ベ ストセラー 化したのち、 漢語調で難解な布告を氾濫させる西国出身の官僚の跋扈と、彼等によって花柳界 社会風俗のスキャンダラスな週刊誌 権令や権属といった官職名を使って妾を権妻と呼ぶ新造語が流 政府高官を鯰、 『東京新誌』(一八七六-小吏を鰌、芸者を猫と動物 『柳橋新誌』 八三年)

### **慶廛珍聞』の発刊**

が発刊された[三木、一九二五、

の寓意を含み絵も西洋の風を模 原文は総ふりがな〕と視覚的な斬新さに即座に反応している。 象にしていた。 したのである。 菊版のやや大きな版形で洋画技法による狂画を毎号掲載する洋風の形態をもつ週刊雑誌は、 Paper'と英文表記を付していた。 や漢字平仮名混じりで振り仮名をつけた雑報欄といった表記の混在する誌面によって、 陸海軍とともに空に気球、 一週間分の主要時事報道を表形式にまとめた「一週要報」欄を参照できるようになっていた。 八七七年三月、 誌面は狂詩や服部誠一が流行らせた漢戯文など漢学教養層のものと、 第一号発売の翌日の『かなよみ』は「(略) 是は欧羅巴の洒落新聞からの趣向で詼謔の中に勧懲 や対話形式の小話について、 『パンチ』誌 歌謡、見立て番付などの読者の投稿に満ちていた。 全く新しい し紙数は八枚目前の変った面白い珍聞 ('Punch or London 海底に潜水鍾とい 本文は上下二段縦書きの活版を組み、 コンセプトをもった雑誌として登場したのが 和英対訳を提供し、 た最新兵器を従えて、 Charivari') 英学のニーズにも応えようとする新機軸を打ち (略)」 を模して、 掲載される政治社会諷刺のテー [一八七七 大きな○のなかを探索する三人の男 漢字片仮名混じり文の社説 表紙には'The New Japanese 幕末の落書さながらの狂歌、 (明治一〇) 『團團珍聞』 幅広い 年三月二五日号 だっ(i7 た。[7 読者層を対 また、 マの 狂 4

一八六八 『西洋家作雛形』、 (慶応四)年帰国後は芸州藩の洋学教授に任ぜられた。 の創刊者である野村文夫 教育書 『子供育草』 (元姓は村田) など多方面の啓蒙書も執筆し は広島に生まれ、 海外事情を 幕末に適塾を経て四年間英国に密航留学 T 『西洋聞見録』として刊行し、 14 る。 八七 (明治四) ま

聞』を発刊 出仕に転じたのち、 仕、 工学助兼測量正として、 編集者には、 八七七 (明治一〇) 田島任天、 エンジニアの基礎教育を担う工学寮小学校の建設を監督した。 年一月に、 総生寛、 石井南橋、 官制改革により官を追われたが、 梅亭金鵞といった漢学系と戯作系が混交する人材 團團社を設立して 内 務省五等

伎の名場面である仮名手本忠臣蔵、 九郎の画塾・彰技堂で洋画を学んだ本多は、 最大の特色だった狂画は本多錦吉郎が担当した。 それは洋紙の上に彫刻会社の亜鉛凸版によって印刷され、(ユ) 民衆に長らく親しまれたメデ の背景として用い つつ、 人心操作や政治的画策を解読させようとしている。 菅原伝授手習鑑などや、 ィアである芝居の辻番付が役者の紋所で場面解説を施す様式にのっとり、 銅版画の陰影表現であるハ 藩の洋学校で英国人から画才を認められ、 見世物芸の人形操り、 従来の木版の刷り物とは異なる視覚性を帯び ッチングを強調 太神楽、 権力を剣、 した描写によって狂画を描 民権を蟬と雉 英国帰朝者· 相撲などをメタ 国澤 てい



図 4 - 3 『驥尾團子』:第38号表紙 [1879年7月16日] 原寸は同上

表 4-1 東京府下発行の主な諷刺雑誌の発行部数

7 - 1 /k/k/l 1 /011-> ± 6 Ma/1/AFERO > / 3611 EPSA								
		『團團珍聞』		『驥尾團子』	『花月新誌』	『東京新誌』	「魯文珍報」	『月とスッ ポンチ』
		明治10. 3-40	1号あたりの発 行部数(推計)	明治11. 10-16.5	明治10. 1-17.10	明治 9 . 4-16.1	明治10. 11-12.2	明治11. 10-13.2
1877	明治10年	149,902	3,656	_	59,122	56,800	7,000	
1878	明治11年	229,510	4,883	31,680	51,673	85,721	25,000	?
1879	明治12年	215,297	4,140	95,715	52,730	98,943	?	25,200
1880	明治13年	259,986	4,999	87,055	43,709	100,700	_	?
1881	明治14年	234,244	4,504	68,667	28,714	87,600	_	_
1882	明治15年	187,341	2,979	49,349	17,819	?	_	_
1883	明治16年	159,698	1,698	11,780	14,708	_	_	_
1884	明治17年	89,909	1,284	_	11,277	-	_	_
1885	明治18年	80,290	1,544	_	_	_	_	_
1886	明治19年	139,343	2,679	_	_	_	_	1
1887	明治20年	159,227	3,062	_	_	_	_	_

\*1877-1881年「東京府統計表」1882-1887年「東京府統計書」より数値を引用。なお、斜体字はその年 の途中発刊または終刊の数字であり通年分ではない。発行部数は、東京府内外及び海外送付分の合質値。 刊行されているが統計書に掲出のない年度は?とした。

\*『團團珍聞』の1部あたり発行部数は,年間発行部数を年間号数で除して小数点以下を切り捨てたもの。 \*発行元と発行頻度:『團團珍聞』團團社,週刊→月6回→月8回→週刊;『驥尾團子』團團社、隔週刊 →週刊; 『花月新誌』花月社, 週刊→月刊; 『東京新誌』九春社, 週刊→不定期; 『魯文珍報』開珍社.

〈表4-1〉日刊新聞を含

年間発行二六 最盛期の一八

不定期; 『月とスッポンチ』 興聚社、週刊→不定期 [東京府統計書、 万部に迫り、 八〇(明治一三)年には、 全国的な人気雑誌となる。 路を確保 む年間売上高一万円以上の九社に入っ な販売戦略によって、地方読者を開拓し 社本店・支店を含む地方都市への販売経 も生み出されていった。 と鈴で表すといった新し

英華」に伴って発行停止処分を受けたが 以下 合わせた姉妹誌『日本一誌 驥尾團子』 しつづけて掲載しきれない投書と戯作を 『驥尾團子』)〈図4-3〉が発行

一八七八(明治一一)年からは、増加

一八八〇年]。

月九日(第八六号)茶説「謀反人ハ国 される。『團團珍聞』は一八七八年一一

子は、 隔週・不定期刊として発刊 色刷石版刷の狂画を添付 表紙に毎号異なる狂画を掲載するようになり、 して一層視覚性を強めて したば か 'n Ó 『驥尾團子』を毎水曜日の週刊に変えて、 11 った。 また、 一口门 欧米のクロモグラフィ 一九九八b、 二二八頁 これに対処した。この の流行に敏感に反応しつつ 「驥尾團

### 滑稽諷刺新聞雑誌の流

どの雑誌が東京を中心とした関東一円の読者を対象にしたのに対して、 名古屋の れ、河鍋暁斎はそれらの顔といえる表紙絵を描いている。また小新聞では『読売新聞』に「博笑戯墨」欄が登場し、 七八年)『吹寄謎絵 風柳珍聞』)(一八七七-七八年)『月とスッポンチ』(一八七八-八〇年)など続々と発行さ は地方都市へ波及した。 八一 - 八二年?) 仙台の 『かなよみ』から『いろは新聞』に移った魯文は小林清親を使って「い 『團團珍聞』の登場は、 『転愚叢談』(一八八〇年 -仮名垣魯文ら戯作者たちを刺激し、 『楽善叢誌』(一八八一-八二年?)『能弄戯珍誌』(一八八一-八二年?)和歌山の『方團珍聞』(一八八二年?)和歌山の『方團珍聞』(一八八 八二、 八三-八四?)など、 「魯文珍報」(一八七七-ろはポンチ」を出現させた。『魯文珍報』な 京都の 『我楽多珍報』(一八七九-『團團珍聞』を模倣した雑誌の発行 七九年) 『珍笑新誌』(一八 八三年)

者とい 期の諷刺表現の氾濫を、 その中心には常連の滑稽投書家がい のもとで読者サ った職業をもち、 地方において受容していた人々と重なりあうも 明治一五年当時では十代後半から六○歳代まで平均二五歳ほどの人々だった。 クルも生まれてい たが、 っった。 官吏、 読者投稿には女性名も散見され 銀行家、 宗教家、 商家とい のだろう。 った安定した有産階級、 明治一 ○年代後半には地方常連 幕末の混乱 地方新聞記

ようとするとき、 このように活況を呈したのは、 このテキ スト 0 間隙を寓意や隠喩の工夫、 政論を中心とした新聞雑誌が次々と筆禍を受け、 そして諷刺画というイメージで補充しようとする姿勢 ○○と伏字をあてて嫌疑を避け

を錠前 1

13

視覚的コ

とキジの鳴声による造語)、

発刊当初から

『郵便報知新聞』

の報知

既存の版元を利用した緻密

視覚的な政治諷刺に対して、 が歓迎されたからだった。幕末に飛び交った落書の熱気が読者の投稿によって再現されていくかにみえたが、 言論規制の網はより強固に綿密に施されていった。

92

## 3 言論法制との交錯

### 寓言への抑圧の開始

たとの理由であった。(2) 治九)年二月、柳北と末広重恭に実刑判決が下された。前年末の『朝野新聞』「雑録」欄(一八七五年一二月二〇(ミヒ) 『東京新繁盛記』と成島柳北の で、井上毅と尾崎三良の二人の名を入れ替えだけの架空の人物をもって言論弾圧策の張本人であると誹謗し 『柳橋新誌』の販売禁止が半年の猶予をもって出版社に通告された一八七六(明

明確な誹謗容疑についてそれを罰する新条項は必要なしと一蹴した。 戒する追加条項を示したが、これに対する指令 条例疑問之伺」(一八七五年七月一三日付)で表明されており、寓言に仮託して暗に成法を誹毀する場合これを懲 このような寓言による政府批判への懸念は、「讒謗律」と「新聞紙条例」の制定直後に、 (七月三〇日付) は、 寓言ごときは切迫した規制対象にはあたらず 内務省による

活している。一八七六(明治九)年二月一七日の検視会において、第五条が控訴上告手続と抵触すると ヲ犯ス者本例本律二依テ罰ヲ科ス」[「元老院会議筆記」一八七六(明治九)年二月一七日] (エシ) 議に付された。一度退けられたはずの寓意表現の封鎖が、「寓言仮説若クハ警論嘲謔隠謎ヲ以テ條例若クハ讒謗律 いて採択されただけで、 『朝野新聞』紙上の井上・尾崎批判が誹謗罪と確定したのち、 一端は通過する。 だが、 元老院議官佐野常民は自分の欠席中になされたこの審議を不服 満を持して追加条例案八ヶ条が元老院会 という第一条の条文案で復 いう意見に

を示しただけで却下された。 記」一八七六(明治九)年二月二七日・十番議官意見書]と、言論抑圧のなかでさらに寓意表現まで制御すれ(38) 招クト云ベシ(略)其誠意上ヲ諷諫セント欲スル者モ亦口ヲ鉗テ言フナキニ至ルベシ(以下略)」[「元老院会議筆 行法で達成されていると応酬した。 示した。山口は、第一条がなくても、すでに○○という伏字に対しても処分が行われている以上、 の一件に対して裁判官はこれを誹謗としたように、その判断に間違いはないはずだと『朝野新聞』事件を河野は例 示しつつ原案修正を述べる山口尚芳らに対して、河野敏鎌が原案指示を表明して議論は白熱した。 圧トナリ下情壅塞民心鬱屈ス其極二至テハ乱ヲ思ヒ反ヲ謀ルモノ無キヲ保ツベカラズ是レ治安ヲ圖リテ却テ亂階ヲ って社会的な安定を損ねると力説した。また、寓言仮設の分界は司法判断の範囲を超えているとし とし、意見書をもって二月二七日の第一読会に臨んだ。冒頭の意見陳述で佐野は、 三月一〇日の第三読会まで及んだ議論の末、 結局佐野 「法令厳密二過 の意見書へは二名が賛意 政府の本分は現 先の井上・尾崎 て、 ル 意見書を指 ば、 かえ

止める太政官布告第九八号が発令された。 た七月五日には、 新聞供養大施餓鬼が浅草で催されたのは、讒謗律と条例制定一周年を記念した六月二八日のことだった。 この追加案は即座に布告されるに至らず廃案になっている。そして成島柳北(ឱ) 内務省の行政権限で国安妨害との内容判断と発行禁止及び停止処分を行い、 寓言仮説の曖昧さを司法判断に委ねない強圧な布告である の出獄を祝 販売流通をも差し 東京横浜 一週お

## 視覚的表現の規制強化

壊乱理由を加えて規制の網を広げたが、 これにもかかわらず、 一八八〇(明治一三)年一〇月一二日に布告第九八号をさらに改正し、新聞紙条例に欠けていた風俗 寓言や隠喩を満載 その直後に出された発行停止命令は した 「團團珍聞」 をはじめとする「滑稽諷刺新聞雑誌」 「團團珍聞」 に向かった。 の活況が生まれ 一〇月二三



『團團珍聞』本多錦吉郎「難獣経犀の大画」[1880年7月31日号] 〈復刻版「團團珍聞」より〉 国会開設の願望者、経済の難渋によって立ち往生する政権担当者

報』誌上の狂画

「京名物惰流魔落し」(一〇月八日号・

⟨図4-4⟩

しかも、

これと相前後して、

『我楽多珍

反となり、

前

編集長岩崎好正は禁獄一カ年に処せられ (七月三一日号)が新聞紙条例一三条違

獣経犀の大画」

このひと月後には、

見開き二頁にわたる狂画「難 という小さな刷物によってわ

県知事槙村正直への讒謗・讒謗律第四条により編集長大

 $\widehat{\phantom{a}}$ 

長に禁獄二ヵ年)

**滑稽諷刺雑誌の諷刺画をねらっていた。** 

政府はさらなる新聞紙条例改正を準備

Ļ

八 や保証

八三

月五日号・天皇を誹謗の廉・讒謗律第二条により、 柴法剣に罰金五〇円)、同誌「讃岐の懇比羅参り」

が筆禍にあった。布告改正は明らかに(28)

sonade,

Gustave

Emile)

やロエスレ

ル

(Roesler,

Her-

の意見をもとに、

さらに強靭な改正案がまとま

金制度について、

政府法律顧問のボワソナード

(Bois-

(明治一六)年に入ると新聞への機密掲載の取扱い

2

## 新聞紙条例改正の元老院会議

新聞記載事項に係る犯罪につい 勢はその撤廃に向かっていた。これとは逆行する法改正が採られたのだった。 stein, 1980b, pp.52-53] しかし、 (第六条)、 ることとなり、 pp. 562-569] 外については、 月一六日布告の改正新聞紙条例は、 従前は内国人のみ 」として、 政論を掲載する定期刊行物に対して、 資本力がなければ発行することが事実上不可能となった。一八一九年にフランスで導入された保証 一八八一年フランスのプレス法 [La loi de 29 juillet 1881] で全廃されたように、十九世紀後半の趨 その後、 であっ 英国、 出版犯罪の罰金等を事前に供託金として納付できる資本家のみ言論の自由を享受す て、 発行関係者及び筆者や訳者を共犯とし たものを二〇歳以上の成人男子として、 オースト 保証金制度の新規導入(第八条) リア、 最低限の産業規制を加えつつ自由化を進める施策 [Chassan, ハンガリ スペイン、 によって、 て扱 女子にその権利を認めず また、 ドイツ、ロシアに普及した。 13 法的 編集人と印刷人の兼務を禁じ 学術や統計などの新聞雑誌以 関係者を拡大させた。 (第七条)、

『驥尾團子』の二誌を規制の照準としていたことがわかる。 これを審議した元老院会議では、 条文中の 諷画 という表現をめぐる議論が存在 条例改正は 「團團珍聞」

政府原案にあった 趨勢のなか逐条の修正審議が進んでいった。議長は、 定にあるとの提案理由に続い まず第一読会では、尾崎三良と事前勉強会を重ねた内閣委員水本成美による改正案の大眼目は保証金と共犯の設 「諷画及猥褻ノ図画」 て、 鍋島直彬が冒頭で法案廃棄という強い反対意見を述べたほかは、 の掲載を禁止する条項をとらえて、 奇しくも先の条例追加案に意見書を提出した佐野常民だった。 九鬼隆一は、 諷画につい 制定主旨賛成の て、 諷喩によ

停止

解除

H

同日

刊

の一八三号が発行停止となると、

『驥尾團子』百四号

(二七日発売)が配送されて

Vi

るこ して

0

〇月二九日に、

『團團珍聞』の代品と

同号添付の

「附言」

て第二読会の開催となった。 して、自ら五名の全部付託修正委員を指名し、(ヨ) 案への質問や修正意見が噴出 実態は発行停止処分を有名無実としているものであり、 される同工異曲の新聞雑誌の規制措置について質問した渡辺清に対して、大森は、 チ」はほとんどが世の中に有害ゆえ禁止するものだと断言した。また、い 功アル 会小児等ニハ有要ナル可キモ此ニ掲クル所ノ諷画ハ即チ新聞紙上ノ洋語「ポンチ」ト唱フル者ナリ是等ハ十中ノー た。これに応えて、内閣委員の大森鐘一が諷刺画に対する典型的な見解を述べている。大森は「諷画ハ或ハ下等社 ハ或ハ世ヲ益スルアル って諌めるという意味があり、政治上では要さないことがありえるが「道徳上ニ在テハ下等社会等ヲ諭スニ尤モ 者ナリ然ルヲ一切禁スルハ何ソヤ」[「元老院会議筆記」(一八八三(明治一六)年四月九日)]と問う質問を発し ヲ知ラサレトモ大約十中ノ九ハ世ヲ害スル者ナルカ故ニ之ヲ禁スルナリ」[同前] と、「ポン した第一読会の収束にあたって、 元老院議官各自の修正案を彼等に通知することを告げ、 この 「流弊ヲ防絶セントス」[同前] と述べている。政府 佐野は、審議を一日で終了させようとする水本を制 わゆる身代わりとして発行停止中に発行 團團社の 『驥尾團子』を例示し、 中一日置い

96

シ雑劇偶像ヲ作為シテ人ヲ誹毀スルノ罪」を引用し、 する理由について、 修正委員に内閣委員も加わった議論のうえまとまった修正案の説明の中で、 諷刺画に勧善といった一定の社会的機能があること、そして刑法三五八条の二項 他人への誹謗を理由とする刑法の規定に明文があると説 修正委員槙村正直は 諷画 「画図ヲ公布 を削除 崩し

テ二種の新聞紙ヲ発行スル團團社ノ如キ其團團珍聞ノ停止ヲ受タル為メニ併セテ之ニ関係ナキ驥尾團子ヲ発行スル の新聞業従事の停止処分で十分ではないかと力説した。 二日目に及んだ第二読会で、 サラシム ルハ豈苛厳ニ非スシテ何ソ」[同前・一六年四月一二日]との疑義を出し、この条項を除いても二ヶ年 再び渡辺清は発行停止中の身代わり新聞雑誌の禁止条項を問題とした。 大森は、 第一読会と同様に、 この条文は条例の骨子であり 社ニシ

二点に絞られ、散会した。 延期を申し出ると、残された議論の項目は 主義の ると渡辺はそのまま退席した。 例が道理に反する条文を置くのは惜しいと削除を求めたが、同意者七名しか得られず、 行する場合もあって、それらの区別が不明瞭のままでは、人心を害しかねないと陳述した。渡辺は、 この改正が必要と述べている。これを自家撞着にすぎないと批判する柴原和に続き、(32)とれまでも身代わり新聞雑誌の法的処分について、内務省から条例改正の追加を上申 『驥尾團子』をも併せて停止するのは一理ないわけではない 第二読会は終日に及び、箕作麟祥さえも「脳力幾ント疲憊セリ」と翌日へ 諷画 の扱いと、保証金納付期限の設定に関する布告日の明示問 内務省から条例改正の追加を上申 が、政治新聞の傍ら政治に無関係の刊行物を発 箕作麟祥は『團團珍聞』と同 してもかなわなかったため、 一三名の賛成で条文がとお 治安目的の条 の審議 題 0 0

得ス えを示した。条文の再修正案は、一人の出席議官を除く賛成多数で決した。 者千人以下を対象とした法律の影響は限定的であり、 ヲ得ス犯ス者ハ弐拾円以上百円以下ノ罰金ニ処ス」が、「猥褻ノ文辞図画及誹謗ヲ寓シタル戯画ヲ掲載ス 翌日 (以下罰金額は原案に同じ)」となった。修正に賛成意見の津田真道は、 の審議で全部附託修正委員の連署によって再修正案が提出され、 政府転覆は実際は言論とは別のことから起き得るも 政府原案「諷画及猥褻ノ図画ヲ載 たかだか二百余種の新聞雑誌と営業 ルコトヲ 0 ス نے ル の考 コト

た<sup>33</sup> に 。 なる。 な効果に の差異が確認できる。後者によって「諷画」の二字が削除され、 以上の審議経過からは、諷刺画全般を禁ずるという内閣委員を代表とする政府の考え方と、 これを刑法の書類図画による誹謗罪と比較すると、 ついて寛容を示しつつ、 て、 軽微な違反ほど規制は強まり、 他人を誹謗する意図ある表現にのみ規制をかけようとする元老院議員の間 さらに発行関係者に重複して課せられることが負担を重くし 罰金刑が最低で四倍、 刑法に準じて狭く限定された規制が選択された。 最高で二倍の重さになったこと 諷刺画のも つ道徳的 この考え

作を母体とした後者の読者に包摂され、 自ら編集方針の変更を表明するとともに、『驥尾團子』を廃刊にする。政治諷刺を主眼とした前者の読者は連載戯 条例改正後、資本力をもたない政治的な定期刊行物の活動は一掃されていった。『團團珍聞』は五月一六日号で 固定化していった。(34)

98

# 4 文化的制度形成下の影響

が見られる。これに若干の余行を割いて本章を閉じたい 言論法制と並行して進んだ文化制度の形成過程が「滑稽諷刺新聞雑誌」の諷刺画家たちに与えた、 には進歩のあとが見られない状況も指摘している[『国民之友』一八九二年一月二日号]。そうした狂画の状況には、 一八八三年新聞紙条例の改正は小資本の定期刊行物を駆逐した。姿を消しさった明治初期の紛々とした雑誌群に 『團團珍聞』を賞した内田魯庵は、 その狂画が文芸社会にもたらした功績を特筆しながら、 少なからぬ影響 明治二五年ころ

## 官による美術制度の形成

諷刺表現を美術の概念規定から排除することを強調した[木谷、一九九七、三〇頁・佐藤、一九九九、三二〇-三二二 頁]。こうした官主導で確立をみた展観では、「伝統的画派のみを偏愛する上流人士や官界有力者の引き立て」[コ モノノ如キ画格ニ適セス美術ノ資格ナキモノヲ云フ)」[浦崎、同前、一二六頁]と注釈を施し、狂画や鳥羽絵という 画を排除したが、二年後の第二回開催時では出品規則第四条で、洋画に加えて「猥雑戯狂ニ属スル図画ノ類」[浦 一九七四、一一八頁]を不許可とし、民間が後継した「東洋絵画共進会」はこの条項に「〈普通鳥羽絵ト称スル 八八二(明治一五)年から始まる農商務省主催の絵画展「内国絵画共進会」は、 以降五年間、 出品内容から洋

二等と本来の狩野派の名誉を挽回する。 与できる画家としての存在感を示したのち、第二回内国勧業博覧会(一八八一年)では「枯木寒鴉図」により妙技(35) 出品することはなかった。 一頁。佐藤、一九九九、二二-三〇頁] 寓言を封圧する法制には批判的だった佐野常民の主導する文化施策のなかで、 覧会や美術展は佐野常民らの竜池会の結成(一八七九年)によって推進されていた。 第一回内国勧業博覧会(一八七七年)において輸出用の紙工芸品や画譜、 歴史的画題を扱う限りそれは正統と見なされ」[同前、一二頁]る均質な傾向をつくった。これらの博 九頁]によって画壇が形成されつつあり、形成される画壇とは、単なる古人の剽窃のうえ しかし絵画の本質に無理解な官主導の国内展に批判的な暁斎は、 [北澤、一九八九、一一九 - 一九 錦絵の画工として勧業に寄 以降一 切

真の主題の需要を生み、また作り手の養成にも影響を及ぼしていったことは想像にかたくない。 写真ヲ掲ゲ、幼年生入校ノ始ニ先ズ此画像ヲ示シ、其行事ノ概略ヲ説諭シ、忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髄ニ感覚セシメ ンコトヲ要ス」[山住、 初等教育の場での視覚的統制が「教学聖旨」(一八七九年)のなかで「古今ノ忠臣義士、孝子節婦 一九九〇、七九頁〕と明記されたが、 天皇の名による教育政策の修正が、 教育産業に画像写 ノ画像

職工学校等で展開された。 育の場が民間の画塾に委ねられるとともに、 部美術学校も廃校となった。一八九六(明治二九)年東京美術学校に西洋画科が創設されるまで、 画学教育においても洋画排斥は明らかであり、 [浦崎、 一九七四、 一五一 - 一五四頁·青木、 殖産興業、富国強兵策に寄与する応用美術教育が陸軍士官学校、 一八八三(明治一六)年一月に、 一九七八 洋画及び彫刻専門の官立学校 専門の洋画教

### 岐路をゆく画家たち

こうした官の美術振興策の転換によって冬に時代に入った洋画家たちの一人が、 本多錦吉郎だった。 本多は、 挑戦状であるかのごとき、

とのアンバランスさのなかにコミカルな演出をする描法が表わされている。(④)

タイトルを掲げたこの雑誌には、

政治家の顔写真を使って大首絵を仕立て、

小さな胴体

この描法に、

日本人協力者を得た邦文

『国民之友』

と仏文による巧みな時事戯評をあわせた『トバエ』が保安条例第三条と対峙していく様相に対して、

『ジャパ

ン・パンチ』

の後を継ぎ、

長く居留民を楽

雑誌評でよく政治世界の裏面を発くと紹介し、

の活躍を横浜の居留外国人は記憶した。



図4-5 「トバエ」(TÔBAÉ) ビゴーに よる表紙[1888年6月15日号] 庸文書552-12〉

原寸 33.7×24.2cm (下図と もに国立国会図書館・三島通

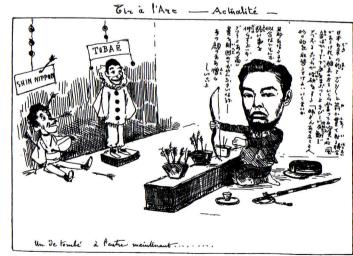


図4-6 『トバエ』[1888年1月15日号] 『トバエ』には命中しない矢にいらだつ三島通庸

格闘のもとで見せていた、 石版上のク 狂画の緊張度は次第に失われていく。 レヨンとい う線の自由度を得るにつれて、 の命脈を保つ上で功績が その背景として政治家との距離が縮減され あった。 本多が亜鉛凸版技術と新聞紙条例との二つの だが、 印刷 洋風表現を会得した文明開化 よる大型附録などで 7 九三 Va

の翻訳や洋画研究団体である明治美術会の設立運営に専念してい

「難獣経犀の

本多の後を受けて、

「團團珍聞」

の狂画を描いた画家の筆頭には小林清親がい

た。

錦絵に洋風表現を強めた光線

R立運営に専念していく。 (36) 編集長岩崎好正のみが禁獄

一年刑を負ったことから、

次第に洋画

ジャポニズムを喚起していた。これに魅せられた青年画家ビゴーは、 七-一八八九)〈図4-(明治一八) 年『團團珍聞』に寄稿し、一八八七(42) の自由の熱気を後にして来日した。 たことも指摘できる。 事前検閲と許可制の下、 て活動し始めてい の壮絶なカリカチュア合戦のさなかに少年期を過ごし、 一方、一八八二(明治一五)年一月二六日に来日するビゴー た。 5 諷刺雑誌は先鋭化してい 同時期は革命を想起させる一 6〉を横浜居留地で発行する。 だが、 本国とは逆行してい (明治二〇) その一方浮世絵とともに移入された町人文化の放埓な表現が 切の視覚表現の禁止や諷刺画の当局と対象人物による二重の ティエ 鳥羽絵は美術ではないと 年には自ら諷刺雑誌 (Bigot, く日本の言論閉塞を目の当たりにし ル内閣以降の厳しい言論弾圧下に、 一八八一年の出版法によって沸きたつプレス , Georges (%) Ferdinand) いう日本の公的美術制度 нJ ('TÔBAÉ' は、 コミュ 八八五 一八八八 ^ 0

エ』は邦文表記をやめ

居留地の治外法権下にあっても外国人が政治的雑

誌を発行することは許されず、

外交ルー

トを通じた圧力が加えられた。その結果、(43)

の政治学習の場の提供者としての諷刺ジャーナリズムの息吹、それと共鳴できるものはきわめて少なかった。諷刺雑誌の精神性、すなわち常に規制に対抗しながら独立的な政権批判を繰り広げる、広範な非識字者を含む 次第に居留地内のテー マに限定した表現へと萎縮していかざるを得なかった。彼が明確に背負っていたフランス

102

たものに他ならなかった。 (46) の主要なテーマとなっていくが、 家による視覚報道のなかでその傾向は強まった。その後、皇国の戦争賛歌と子供向けの教育的な戯画が「ポンチ」(55) 年)などの自然災害による被害の活写や、憲法発布と議会開催に伴う貴顕の肖像や議場の描出、日清戦争の従軍画 保田米僊を招き、 しての新聞の付加価値としようとしたからであった。特に、磐梯山の噴火(一八八八年)濃尾大地震(一八九一 や温厚な風景を描いたが、 |竜平が『東京朝日新聞』に、フランスから帰朝した生巧館の山本芳翠、合田清を、 公的な場から排斥された洋画家たちは欧化政策の反動のなかで、 福澤諭吉が『時事新報』で今泉一瓢や北沢楽天を育てようとするのは、ともに視覚表現を商品と 一方で彼らを引き寄せたのは、不偏不党を標榜する新聞の商業化のプロセスである。 それは先の新聞紙条例改正審議のなかで志向された、 粛々と官主導の画壇の傾向に寄り添い、歴史画 徳富蘇峰が『国民新聞』に久 国家に有要なる意義に沿っ

刊への抑圧とともに忘却されていったのである。 されていった。そして、そのルーツである幕末からの諷刺表現についても、 こうして文明開化に出現した、 一時の 「滑稽諷刺新聞雑誌」のエポックは、国家とメディアの実利のなかに去勢 冒頭に参照したように、 歴史記録の公

受け手が想像のなかで送り手の冗談の意味を再創造していることを通じて、二者を共犯関係にしているという。 諷刺やユーモアに潜む創造力が、独創性と強調、 思想伝達の基本的構造に根ざしているとして、 一九六六、八三-八四頁〕そして、 マスコミュニケーションがお膳立てした娯楽によって、 芸術との共通性を明らかにしようとしたケストラーによれば、 そして言外の暗示による送り手と受け手の精神的共同作業であ 真のリクリ

共犯関係であると改めて気づくとき、この短くも果敢な光彩を放つ滑稽諷刺新聞雑誌のエポックを永らく忘却して 単なる送り手と受け手という固定的で一方的な関係ではなく、 る市民社会の態様が問われねばならないのである。 ショ ンの再創造性は忘却されがちだと指摘する。 [同前] 諷刺やユーモア、 自由な創造とその擁護という相補的な互恵性をもつ そしてあらゆる芸術文化活動が、

#### 注

- 八〇年代以降に清水勲の一連の研究がある。 このジャンルへの着目は、その後、開化期文学の興津要の研究、 戯画や漫画の史的研究として、 宮尾しげを、 須山計一のあと、
- 間を政友会系の珍聞館が経営した。本稿では対政府批判の姿勢を鮮明にしていた團團社経営下の 『團團珍聞』は一八七七(明治一○)年三月から一八九七(明治二五)年四月までの一五年間を團團社において、その後一五年 「團團珍聞」 についてとりあげる。
- 3 [『側面観幕末史』復刻版・小西四郎解題一 - 一○頁]。なお初版は沢田、再版は桜木姓。
- 巷間芸能について「高野、 小野迪孝コレクションの閲覧を得、多大な示唆を受けたことを謝す。 一九二六][朝倉、 一九二八] [関山、一九七三] [中村、一九八三] 等を参照。 以下、 芸能演劇関係
- び三-一〇頁〕参照。 「市中取締類集十九・書物錦絵之部」第二六七件(六一五)(『大日本近世史料』)梅屋について [岩切、 一九九二、三 – 一三頁及
- 同前・第二六七件(六一二)以下、 掛名主伺いと付札案については[同前・第二七三件(六二六)及び第二七三件 (六二七)]
- 日までの掲載分に相当、著者は不明。 [石井編、一九六八、四七九‐五二六頁]なお、初出は『朝野新聞』紙上連載の「徳川制度」のうち一八九二年八月三日から六
- 9 「役しやづくし」等を含む粗末な四丁の小冊子であり、演じ手の懐から頒布された状況を想像させる。 東京都立中央図書館・東京誌料の一八五三(嘉永六)年東都鬼外堂板「新板やくはらひ」は、魯文の「あめりかやくはらひ」 魯文について、 野崎左文「かな保古」([坪内・水谷編、 一八九七、三二一 - 三七四頁] 所収)[高木、 一九九五、二一九

ジュニティサイト 〈http://www.kawanabe-kyosai.org〉。 - 二八二頁]。暁斎については[飯島、一九八四][『河鍋暁斎戯画集』、一九八八] [『河鍋暁斎画集』、一九九四] 河鍋暁斎研究コ

104

- 伝播のようすについて [宮地、前掲、一四六 一四七頁]、国芳の戯画解読の受け手による情報ルートの差異について [岩下、二 〇〇〇] がある。また「狂斎百狂どうけ百万遍」の解読状況の比較について [中村、一九九三] [吉田、 芳員画「道化狂画」に言及する「三条家文書」について[南、前掲、二四九 - 二五七頁]、風説留に見られる諷刺画の地方への 一九九三] [南、
- 判じ物について[山口、二〇〇五、七二頁]。 『もしほ草』編集の実際が岸田吟香からヴァンリード(Van Reed, Eugene Miller)へと変わる過渡期に位置付けられる特異な
- 一、二号は東京大学法学部付属明治新聞雑誌文庫所蔵本が知られる。国内に現存する第三号について[山口、 一九九八b]。
- 13 神奈垣魯文助述の「 当 招 魂 祭 礼 」と横浜開港資料館蔵の辻番付が記録する。[同館目録、五八、六〇頁] あわせて「池田、
- せを達したが、魯文はその限界を察していたのであろう。 明治七年六月一五日付神奈川県布達[『神奈川県教育史・資料編・第一巻』]は、学校ごとの『横浜毎日新聞』の配布と読みきか
- 15 幕末に記録される西村隼太郎は小十人格歩兵頭取である。(内閣文庫蔵「江戸城多聞櫓文書」多○二六○○三)
- 路を確保したのであろう。 日以降も布達掲載が停止しないのは、両紙がすでに区長から布告類の払下げを受ける許可を得ていた(同前・府文書) [東京府文書・明治七年「管内諸願伺」]。東京府から『日新真事誌』『朝野新聞』両紙に大蔵省達が文書で通知された一〇月一八 から代替経
- (17)『團團珍聞』について[鈴木、前掲][山口、一九八一、一九八五年]。
- 18 府退職は依願だったが、実際は本意ではなく、歳費節減に伴う大少丞以下廃官措置の一環で辞表を提出させられた結果だった。 (「公文録・明治一一年内務省伺(一)」) 野村文夫については復刻版『團團珍聞』第一三巻所収の「野村文夫関係資料」のうち「玉石秘録」(校訂・横山學)を参照。政
- 山氏ノ銅版石版術沿革談」([青木、 したが、二人の招聘にあたったのが『團團珍聞』の印刷長小室誠一である。([小野、一九七六、五九 - 七六頁及び註五][「梅村翠 梅村翠山が一八七四 一九八六、七八 – 七九頁所収)])同社は、『團團珍聞』ほか後述する『月とスッポンチ』の表 (明治七)年設立した印刷会社で、サンフランシスコからスモリックとポラー ・ドを招いて開業

から印刷用紙や画用紙、現字紙(電信初期のモールス信号を印字するための用紙)など情報媒体の構築に不可欠な洋紙が製造され の印刷紙の供給は、野村文夫の旧主・芸州藩主だった浅野長勲が一八八四(明治七)年に創業した有恒社の可能性が高い。有恒社 発行を企図したものと思われる。 山もともに一八七四年紙幣察の御用を断たれ不羈独立を期していた。[増野、一九九八、一八六、一九九頁]さらに、『團團珍聞』 紙絵も亜鉛凸版で表現した。また、松田緑山の玄々堂も『驥尾團子』に一時かかわる。[山口、一九九八b、二二八頁] 翠山も緑 た。(「紙の博物館所蔵資料」及び[成田、一九五二、一一一-一二六頁])印刷と用紙についても純然とした民業連携による雑誌

- 20 暁斎が表紙絵や狂画を描いたこれらの新聞雑誌の諸相について、 [山口、一九八七、連載四、二三-二六頁。 山口、一九九四]。
- 高根(名古屋大須・大口六兵衛)一々庵百一(京都平安神社宮司・水茎磐樟)らがいる。後期の『團團珍聞』に長く関わる鶯亭金 **升や『滑稽新聞』を発行する宮武外骨はこうした投書家出身として知られている。** 主・従五位子爵 [海野、一八八二][「投書家年齢競」『驤尾團子』一八八二年一二月二七日号]参照。常連投書家として、木一庵酔痴(旧宮津藩 本庄宗武)のほか、花魁子(佐野商業銀行頭取・正田章二郎)上田花月(上田第十九銀行・飯島茂経)不二の家
- 一九七六、一九六 一九九頁] [横瀬、一九二七、四九五 四九六頁]及び[奥平、一九六七、連載五の七七頁註六]を参照。 山城屋政吉の広告(『郵便報知新聞』一八七六年八月一一日号)両書合わせて一万部販売されている。なおこれについて、[前田
- なお、その後明治十年代の大審院判例動向では、同訓の字や隠語を用いて相手を明示せずとも、誰かとわかる表示で讒毀、誹謗は 成立するとの見解が一貫していたという。[手塚、一九八六、三七八頁、註五] この顚末については、周知のように尾崎三良による「成島柳北処罰のこと」[尾崎、一九七六、一九六‐二〇二頁] に詳しい。
- 24 [公文録・明治八年七月内務省伺四]を参照。追加条文案は「寓言空論ニ仮托シ国家有害ノ事ヲ載スル者ハ罪第十二条ニ同シ」。
- (25) [単行書 元老院会議筆記 自第三号至第一七号一]「新聞紙条例追加」による。
- 26 元老院会議筆記号外 自第一号至第七号一]「新聞紙条例追加ノ儀」を参照。
- [西田、一九六六、九三頁][西田、一九七二、解題九頁]等。)これは『新聞集成明治編年史』収録の『評論新聞』記事に付記さ れるに至ったとして、政府規制が寓意表現に寛容姿勢を示したかのように記述される文献がある。([鈴木、 起案書までを収め、三月以降の経過をみないが、廃案となったとみられる。なお、これについて元老院会議で条例追加案が否決さ れた編集上の「見出し」を引用したことによる。記事そのものは法案見合わせを憶測したにすぎない。 廃案法案等を収録する[諸雑公文書]一四五は、元老院検視結果を反映させ、第五条を削除した法案について二月二五日付上奏 しかし、本文でみたように 一九五九、三〇六頁]

反映していないことについて、すでに [奥平、一九六七、連載五の八○頁註(八)] が指摘していた。 「元老院会議筆記号外」によると、否決されたのは追加意見書である。なお、西田長寿の解題記述が元老院会議筆記内容を正確に

106

- (28) 【我楽多珍報】筆禍事件について、[福井、一九九五、五二九 五三一頁] を参照。
- 以下の審議経過は[単行書 元老院会議筆記 自第三七六号至第三八五号・二八]「新聞紙条例改正ノ僕」を参照。
- 清浦圭吾らである。(『尾崎三良日配 元老院会議の事前になされた「新聞紙条例会議」への出席者は、尾崎三良のほか内閣委員として出席した水本成美、 上卷] 一九九一、二九〇-二九二頁)
- 明治美術会と関係した。委員人選は、諷刺画の評価への微妙なパランスを配慮したと思われる。 野村文夫と交替して工部大学校の整備にあたった。また条例改正に不本意を表明した渡辺洪基は、後年本多錦吉郎が設立に関わる 全部付託修正委員五人のうち、槙村正直は京都府知事時代に『我楽多珍報』の格好の標的となった経験がある一方、大鳥圭介は
- 32 [法規分類大全・文書門・出版四二二--四二七頁]] 身代わり新聞雑誌の禁止について、布告第九八号の翌月内務省から何が出されているが法制局はこれを拒否しつづけていた。
- 33 号・栃木県令三島通庸を誹謗・持主兼印刷人及び編集人に各々罰金五〇円)同年狂画「いたづらもの」(五月三一日号・参議伊藤 博文を誹謗・同号発行禁止、二八日間発行停止及び持主兼印刷人及び編集人に各々罰金三五円)と発行関係者各々へと罰金額が倍 ちなみに条例改正以降、『團團珍聞』の筆禍のうち狂画によるものは、一八八四(明治一七)年狂画「飛んだ嫁子」(三月八日
- 傾向について[山口、一九八一、一四-一六頁] 『驥尾團子』を取り込んだのちの『團團珍聞』に内容の低俗さや諷刺性の低下を指摘する投書がみられ、読者が二分されていく
- 郎は紙工製品の総合的評価により籠紋賞牌を受賞している。[『第一回内国勧業博覧会出品目録』[受賞者目録]及び『出品解説』] 人として河鍋洞郁の名が見られ、金花堂中村佐助は名家画譜のなかで晩斎の『絵本鷹かゝみ』『狂斎画譜』を出品した。榛原直次 第一回内国勧業博覧会では、榛原直次郎、松木平吉(出品人は摺師・武川清吉との表配もある)佐藤いせの出品製品の画工の一
- 技法の翻訳には『画学類纂』(一八九〇年刊、團團社発行)がある。[青木、同前、一八三-一八九頁] 一八八一(明治一四)年夏に本多が洋画家による集会準備を開始したという。[青木、一九八七、一七五頁]また、本多の洋画
- いう。([村松、一九七七、一〇九頁] 及び [黒崎、一九二七]) 肖像画家としての清親に接近したのは末松謙澄、大岡青造であり、地方政治家の東京みやげとして人気を集めるようになったと

- ビゴーの作品紹介について『ジョルジュ・ビゴー展図録』及び[清水編、一九九二]等。
- コミューンの諷刺画展図録』。また、第三共和制初期王党派政権の言論規制について [Bellanger et al. 1972, pp. 146-163] を参照。 バリ・コミューン下の諷刺ジャーナリズムについて、[Lethève, pp. 11-48, pp. 241-250] 及び『神奈川大学図書館所蔵・パリ・
- [Ronsay, 1935, p. 200] が最初に記録したが、具体的な狂画は、一八八五年二月二八日、同年三月七日、一八九三年十月二一日
- André)らの同時期の諷刺画家のこうした衰現は、体制の破壊と再構築を煽動しているという [Tiller, 1997, pp.74-75]。 ナダール(Nadar, Félix)による「パンテオン」(一八五四年及び五八年)、さらにカルジャ(Carjat, Étienne)やジル(Gill
- Semicentennial, 1909. (邦訳『市民グラフヨコハマ』第四一号、一九八二年に掲載)を参照。 『国民之友』一八八七年一二月号(一三号)及び八八年二月号(一六号)、Moss, Ej., '1866-1909', Japan Gazette's Yokohama
- 43 が離日した翌年、条約改正とともに彼の『娼婦の一日』『女中の一日』といった風俗諷刺が発売禁止となった。 図書館所蔵・三島通庸文書に含まれる『トバエ』には翻訳や朱肇の注意が施されている。なお、一八九九(明治三二)年にビゴー 「横浜於テ仏国人「ジェーピゴー」ノ刊行スル「トパエ」雑誌禁止ノ件」及び[山口、一九八五])外交史料館所蔵分及び国立国会 及び文字が誹謗を寓する同誌の処分依頼を受けて、仏国公使を通じた説論を試みると沖に回答している。(外務省外交史料館蔵 新聞紙条例違反との神奈川県知事沖守固の上申に対して、当初静観をしていた外務大臣大隈重信は、内務大臣山県有朋から狂画
- stein, 1989a, pp. 33-34] (Daumier, Honoré) はじめ共和派の諷刺雑誌関係者は、諷刺画は非識字者のためのものと自覚していた。[Gold:
- られる。[山口、一九九八 a、二三三頁以下] 新聞紙面への写真の挿入以前には、木口木版や石版印刷技術の導入に沿って洋画家が採用され、視覚的要素を重視する傾向が見
- 『團團珍聞』の次世代に現れる北沢楽天の『東京パック』が翼賛的傾向に向かうことについて [山口、二〇〇四]。

独立行政法人国立公文書館蔵「公文録」「単行書」「諸雑公文書」、内閣文庫「江戸城多間櫓文書」 国立国会図書館蔵「三島通庸文書」 外務省外交史料館蔵「外務省記録」

青木茂編 参考文献

財団法人紙の博物館蔵「有恒社関係文書」 東京都公文書館蔵「東京府文書」

一九七八年 「フォンタネージと工部美術学校」『近代の美術』四六、至文堂。

青木茂 一九八六年 『明治洋画史料 記録編』中央公論美術出版。

一九八七年 『油絵初学』筑摩書房。

一九二八年 **『見世物研究』春陽堂。** 

Bellanger, Claude et al., 1972, Histoire Générale de la Presse Française, tome III: de 1871 ā 1940, Presses Universitaires de

美術館連絡協議会 · 読売新聞 一九八七年 『ジョルジュ・ビゴー展図録』。

Chassan, M. 1851, Traité des Délits et Contraventions de la Parole de L'Écriture et de la Presse, Tome I. Dujardin, Paris. 2 éd., Marescq et

福井純子 服部撫松 Goldstein, Robert Justin, 1989a, Censorship of Political Caricature in 19th Century France, The Kent State University Press コンダー、ジョサイア、 Paintings and Studies by KAWANABÉ KYŌSAI, The Maruzen Kabushiki Kaisha, Messrs. Kelly & Walsh, Ltd.)° Robert Justin. 1989b. Political censorship of the Arts and the Press in Nineteenth-Century Europe, Macmillan. 一九二五年 『東京繁盛記』聚芳閣。 一九九五年 「明治のコミック・ペーパー 山口静一訳 一九八九年 『河鍋暁斎 『我楽多珍報』」(『幕末明治期の国民国家形成と文化変容』所収)新曜社。 —本画と画稿』暁斎記念館(原著:Conder, Josiah F.R.I.B.A. 1911

平塚市立美術館 二〇〇三年 『神奈川大学図書館所蔵・パリ・コミューンの諷刺画展図録』。

飯島虚心 一九八四年 『河鍋暁斎翁伝』ぺりかん社。

池田千代吉 一九七八年 『横浜の芝居』池田泰子・私家版。

石井良助編集 一九六八年 『江戸町方の制度』新人物往来社。

一九九二年 「梅屋と国芳(一)(二)」『浮世絵芸術』 一〇五及び一〇六号

神奈川県教育委員会 『神奈川県教育史 資料編 1000年 『幕末日本の情報活動』雄山閣出版 第一巻」。

河竹繁俊編 一九二五年 『黙阿彌全集第十巻』春陽堂。

河鍋楠美他編 一九九九年 【河鍋暁斎画集一-三巻】 六耀社。

北澤憲昭 一九八九年 『眼の神殿 「美術」受容史ノート』美術出版社。

一九九七年 「暁斎在世中の世評とその後の評価の問題点」『暁斎』第五八号、二六‐三一頁。

黒崎信編 一九二七年 **『清親画伝』松木平吉。** 一九六六年 『創造活動の理論(上)―芸術の源泉と科学の発見』ラテイス

ケストラー・アーサー、大久保直幹・他共訳

Lethève, Jacques, 1961, La Caricature et la Press sous la IIIe Republique, Armand Colin Koestler, Arthur, 1964, The Art of Creation, New York: MacMillan)°

一九七六年 「成島柳北」朝日新聞社。

増野恵子 一九九八年 「日本に於ける石版術受容の諸問題」青木茂監修『近代版画の諸相』中央公論美術出版

一九二五年 「撫松服部誠一氏に就いて」(服部撫松『東京新繁盛記』所収)聚芳閣。

一九九八年 『幕末江戸の文化 浮世絵と風刺画』塙書房。

宮地正人 一九九九年 『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店。

村松梢風 一九七七年 【本朝画人伝 卷六】中央公論社。

内国勧業博覧会事務局 一八七七年 『明治十年内国勧業博覧会出品目録』。

一八七七年 『明治十年内国勧業博覧会賞牌褒状授与人名録』。

一九八三年 『中村幸彦著述集 一八七八年 『明治十年内国勧業博覧会出品解説』。 第十巻』中央公論社。

中村幸彦

成田潔英 中村夢乃 一九九三年 一九五二年 『洋紙業を築いた人々』財団法人製紙記念館。 「大判錦絵三枚続『狂斎百狂・どふけ百萬編』」『暁斎』第四九号。

西田長寿 西田長寿編 一九六六年 一九七二年 『明治時代の新聞と雑誌』至文堂。 『明治文化資料叢書』第一二巻新聞編、風間書房。

内閣記録局 一八八九 九一年 「法規分類大全」。

野崎左文 一八九七年 「かな保古」(坪内逍遙、水谷不倒編『列伝体小説史』下巻所収)春陽堂。

一九六七年 「日本出版警察法制の歴史的研究序説・五、七」『法律時報』第三九巻九、十一号。

小野忠重 九七六年 『日本の石版画』美術出版社。

尾崎三良 一九七六年 **『尾崎三良自叙略伝』中央公論社。** 

一九九一年 『尾崎三良日記 上巻』中央公論社。

Ronsay, Jeanne, 1935, "Un Peintre Français au Japon-Georges Bigot", France Japon, n. 11

桜木章 一九八二年 『側面観幕末史 1・2』(続日本史籍協会叢書)東京大学出版会。

佐藤道信 一九九九年 『明治国家と近代美術―美の政治学』吉川弘文館。

一九九二年 『ビゴー日本素描集』(正・続)岩波文庫。

鈴木秀三郎 一九五九年 『本邦新聞の起原』クリオ社 (一九八七年ペりかん社より復刻)。

関山和夫 一九七三年 『説教の歴史的研究』法藏館。

高木元 一九九五年 【江戸読本の研究』 ぺりかん社。

高野辰之 一九二六年 「日本歌謡史」春秋社。

手塚豊 一九八六年 「讒謗律をめぐる二つの大審院判例」(『明治刑法史の研究・下』所収)慶応通信株式会社。

Tiller, Bertrand, 1997, La Républicature, la caricature politique en France, 1870-1914, CNRS Éditions.

東京大学史料編纂所編 一八八二年 『全国滑稽投書家細見』珍々社。 一九九〇 - 九四年 『市中取締類集 書物錦絵之部 一九、二一』東京大学出版会。

浦崎永錫 一九七四年 『日本近代美術発達史』東京美術。

山口順子 一九八一及び一九八五年 「解説」『復刻版・團團珍聞 第一巻及び第三七巻』本邦書籍

九八五年 「ジャ ナリズム史のなかのビゴー」『明治美術研究学会第八回研究報告』。

九八七年 「明治初期ジャーナリズムのなかの暁斎(四)」『暁斎』第三三号。

九九四年 「暁斎と新聞挿絵」(『河鍋暁斎画集』第三巻所収)六耀社。

一九九八年 「明治前期の新聞雑誌における視覚的要素について」(青木茂監修・町田市立国際版画美術館編輯『近代日本

版画の諸相』所収) 中央公論美術出版。

一九九八年b 「『絵新聞日本地』第三号について」『暁斎』五九号。

二〇〇四年 「福沢諭吉と漫画家たち」『週刊朝日歴史百科九二・近代I - 2] 朝日新聞社。

一○○五年 「ヴァンリードの『もしほ草』官許をめぐって―書誌データと史料による考証」『メディア史研究』十八号。

山口静一・及川茂編 一九八八年 『河鍋暁斎戯画集』岩波文庫。

山住正巳校訂 一九九〇年 『日本近代思想体系六 教育の体系』岩波書店

矢野隆教編 一九八四年 『江戸時代落書類聚 上下』東京堂出版。

横浜開港資料館編 一九九二年 『芝居番付目録』財団法人横浜開港資料普及協会。

横瀬夜雨 一九二七年 『明治初年の世相』新潮社。

吉田漱 一九九三年 「どふけ百萬編読解註」『暁斎』第四九号

一九七八年 『江戸の情報屋』NHKブックス。

#### 〈執筆者紹介〉(執筆順)

山本武利(やまもと・たけとし) 責任編集者, 第1章

1940年 生まれ

1969年 一橋大学大学院社会学研究科博士課程修了

1996年 社会学博士 (一橋大学)

現 在 早稲田大学政治経済学部教授,中国伝媒大学博士導師 20世紀メディア研究所を主宰し,研究誌『Intelligence』を発行

主 著 『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局, 1981年 『占領期メディア分析』法政大学出版局, 1984年 『ブラック・プロバガンダ』岩波書店, 2002年

朴 順愛(パク・スンエ) 第2章

韓国生まれ

1995年 社会学博士 (一橋大学)

現 在 湖南大学校人文社会大学日本語学科助教授

主 著 『日本大衆文化と日韓関係』(共編著) 三元社, 2002年 『日韓新時代』(山本武利と共著) 同文館, 1994年

谷藤悦史(たにふじ・えつし) 第3章

1950年 生まれ

1981年 早稲田大学大学院政治学研究科博士課程修了

現 在 早稲田大学政治経済学部教授

主 著 『リーディングス政治コミュニケーション』(共編著) 一芸社,2002年 「『テレビと政治』の50年:創造としての政治から消費としての政治へ」『マス・コ ミュニケーション研究』No.63,日本マス・コミュニケーション学会,2003年

山口(小野)順子(やまぐち(おの)・じゅんこ) 第4章

2003年 東京大学大学院学際情報学府修士課程修了

現 在 インディペンデント・リサーチャー http://www.onore.info/

主 著 『近代日本版画の諸相』(青木茂監修)中央公論美術出版,1998年 「ヴァンリードの新聞『もしほ草』官許をめぐって――書誌データと史料による考 証」『メディア史研究』18号,メディア史研究会,2005年

「La gérante (女性発行管理者) の誕生――1881年プレス法による女性差別撤廃」 『女性空間』 22号,日仏女性資料センター(日仏女性研究学会),2005年

叢書 現代のメディアとジャーナリズム 第5巻

新聞・雑誌・出版

2005年11月20日 初版第1刷発行

行

定価はカバーに 表示しています

検印省略

 責任編集
 山
 本
 武
 利

 発行者
 杉
 田
 啓
 三

 印刷者
 江
 戸
 宏
 介

発行所 株式 ミネルヴァ書房 607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町 1 電話075-581-5191/振替01020-0-8076

© 山本武利ほか, 2005

共同印刷工業・新生製本

ISBN4-623-04407-6 Printed in Japan